別表六（九）　中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

	試験研究費の額	1	円		中小企業者等税額控除限度額 (4)×((12)又は0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	14	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		当期税額基準額の計算	令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (7)＞８％又は(7)＞9.4％の場合	15	0.35
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4			(9)＞10％の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5			基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 (別表六(十一)「11」)	17	
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6			当期税額基準額 (14)×(((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))	18	円
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7			当期税額控除可能額 ((13)と(18)のうち少ない金額)	19	
試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	8	円		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	20	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9			法人税額の特別控除額 (19)－(20)	21	
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$ (0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10					
	(9)＞10％の場合の控除割増率 $((9)-\frac{10}{100})\times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11					
	税額控除割合 (10)＋(10)×(11) (小数点以下３位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12					

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）